

## 父子家庭児童扶養手当の創設について

### <受給資格者>

市内に住所のある方で次の要件に当てはまる18歳以下の児童を監護している父または養育している方に支給する。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が重度の障害にある児童
- (4) 母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (5) 母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6) 母が生死不明である児童
- (7) 婚姻しないで生まれた児童

### <手当の額>

- (1) 児童扶養手当の額に相当する額  
所得額に応じて月額41,720円を最高に9,850円まで

区 分	全額支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額41,720円	月額41,710円～9,850円の範囲
児童2人のとき	5,000円を加算	
児童3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに3,000円を加算	

- (2) 児童扶養手当所得限度額 (単位:円)

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人
全額支給	190,000	570,000	950,000	1,330,000	1,710,000
一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000

### <申請開始日>

平成21年10月15日から

### <支給方法>

毎年7月・11月・3月の末日 (各月の当月分まで)